

改正屋外広告物条例の施行日を定める規則および条例施行規則の一部改正 概要

■ 趣 旨

- ・平成23年12月22日に公布した「福井県屋外広告物条例の一部を改正する条例」の施行日を定める規則を制定する。
- ・福井県屋外広告物条例の一部改正に伴い、福井県屋外広告物条例施行規則について所要の改正を行う。

■ 施行日を定める規則の概要

- ・平成23年12月22日に公布した「福井県屋外広告物条例の一部を改正する条例」は、「民法等の一部を改正する法律」が公布されたことに伴い、屋外広告業の登録を受けようとする者が未成年で、その法定代理人が法人である場合、その法人の役員が登録の欠格要件に該当するときは、登録を拒否することを目的としている。
- ・「民法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」が公布され、改正民法等は平成24年4月1日から施行となった。
- ・これに伴い、改正屋外広告物条例の施行日を平成24年4月1日とする。

■ 施行規則の改正概要

○ 主な改正内容

- ・屋外広告業の登録を受けようとする者が未成年で、その法定代理人が法人である場合、その法人の役員が登録の欠格要件に該当しないかを確認するため、登録の申請を行う際、下記書類の提出を義務付ける。

書 類 名	説 明
・ 法定代理人代表者の誓約書	・ 法定代理人の役員が登録の欠格要件に該当しないことを誓約させるため。
・ 法定代理人の登記事項証明書	・ 法定代理人の役員を特定するため。
・ 法定代理人の役員の略歴書	・ 法定代理人の略歴や賞罰を確認し、登録の欠格要件に該当しないか確認するため。
・ 法定代理人の役員の住民票の写し	・ 略歴書に記載された内容に誤りがないかを確認するため。

- ・登録申請書、誓約書、役員の略歴書、屋外広告業者登録簿の様式を改正。

○ その他

- ・屋外広告物等講習会の申込書や修了証書には受講者の本籍地を記載するようになっているが、住所と本籍地を両方記載させることに意味がないことと、本籍地の記載が修了証書を発行するに当たり必要な条件でないため、屋外広告物等講習会の申込書や修了証書などの様式から本籍地の記載を削除。